

農用地区域内にある農地や集团的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。

一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内にある農地については転用を許可することが可能です。

②一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

○許可なく転用したら？

許可を受けなかったり、届出せずに農地を転用すると売買などの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができま

す。農地転用の許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地転用に関する手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

■問い合わせ／

周防大島町農業委員会

（農林課）

☎ 79・1002

周防大島町農業委員会の構成

周防大島町農業委員会委員の一般選挙（7月6日執行）で当選した29名と、JA山口大島、山口県東部農業共済組合および町議会からの推薦による6名の合計35名による『第9回周防大島町農業委員会総会』が7月28日に久賀庁舎において開催され、委員会の構成および担当地区が次のとおり決定しました。（敬称略）

◆会長 南方敏男

◆会長職務代理 岡野虎夫

農地部会 1		
地区・区域		担当委員
屋代	棟畑、屋代中村、奥村、石原、檉原、自光寺、神領、中、原、田中、銅	河杉龍二
	徳神、吉井、郷坪、吉兼、北迫、砂田、川地、羽越	原田 満
	片山	中野頼信
	石小田、先小田、中小田、和田、屋代中田	岡野郁夫
小松・小松開作・志佐	宮下、沖石、北石、小松中田	
	笠佐、瀬戸、北一、北二、南、手崎、明新、安迫、水車、新開、砂掘、小方、松ヶ崎、金屋、唐樋、五反田	砂岡 廉
	郷串、浜、湯所	追田常雄
三浦	東浜、中塚、前港、後港、藏本、明神松流、小平、寺家、畑	岡原 豊 中谷澄雄
	小山田、西の郷、三浦中村、新屋敷、西田	山根利夫
沖浦	家房全域、出井全域	西本 貢
	戸田全域	○河久保武史
	横見全域	窪谷 潔
	日見全域	棟広 斎
久賀	大崎、白石、山田、向津原	仙崎忠夫
	八幡、向町、仲町、洲崎、港町、戎町、前島	吉村 基
	上本町、本町、古町、天満町、畑能庄	吉田弘志
	久保河内、上津原、東下津原、東中津原、西中津原	吉村光顯
	新開、中瀬田、丸山、流田、佐古、庄地、宗光	伊藤 務
棕野	棕野全域	○南方敏男

農地部会 2		
地区・区域		担当委員
東安下庄	鹿家、栄、安高、原	福良義夫
	古城、和戸、塩宇、西浦、真宮、正分、	篠本純一郎
西安下庄	長天、安下、源明、川間、田中	安本 誠
	三ツ松、庄	岡田和男
秋	大泊	
	吉浦、江頭、下開地、西開地、神田	佐本 求
土居	全域	○杉田幸作
油良	全域	角井仁志
日前	貞広、大光寺、新屋上・下、浜、日良居団地	中尾 初
	長浜	杉山藤雄
浮島	全域	
伊保田	情、雨振、伊保田、小伊保田、両源田	高本正登
油宇	油宇、日向泊、馬ヶ原	○岡野虎夫
和田	全域	
内入	全域	宇野 全
小泊	全域	
和佐	全域	
神浦	全域	
森	全域	大谷和正
平野	全域	
西方	小積、大積	
	長崎、西方、下田、船越	藤原松太郎
外入	外入、伊崎	吉永信治
地家室	地家室	浅原 豊
	佐連	
沖家室	全域	

（◎・・・部会長、○・・・部会長職務代理）